ring ring

平成２９年度

事　業　計　画

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

目　　次

第１　平成29年度運営方針及び基本方針 ---------- 1

1　運営方針

2　基本方針

第２　法人の概要 ---------- 2

1　法人の概要

2　組織図

第３　事業計画

1　法人事務局 ---------- 3

2　心身障害者福祉センター

（1）　障害者支援施設 ---------- 6

（2）　附属リハビリテーション病院 ---------- 9

（3）　体育館 ---------- 12

3　洛南寮

（1）　養護老人ホーム ---------- 14

（2）　救護施設 ---------- 17

4　東山母子生活支援施設 ---------- 20

5　視力障害者福祉センター ---------- 23

6　桃山学園

（1）　障害児入所施設 ---------- 26

（2）　児童養護施設 ---------- 29

7　こども発達支援センター ---------- 32

8　発達障害者支援センター ---------- 35

9　在宅福祉支援センター ---------- 37

第１　平成 29 年度運営方針及び基本方針

京都府社会福祉事業団　基本理念

1　社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること

2　利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者に選ばれる施設であること

3　地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること

4　主体性のある法人･施設をめざすこと

1　運営方針

平成 29 年度は、経営組織のガバナンス強化や透明性の確保、財務規律の強化や地域における公益的な取組みの推進を狙いとする社会福祉法の改正が本格的に施行される年であり、法改正に対応して昨年度改正した定款に則って理事会や評議員会の円滑な運営を図り、法改正の趣旨が体現できるよう法人運営に努める。また、近い将来の会計監査人導入に向けて、当法人における内部管理体制の現状把握を行い、必要な対応を進める。

また、昨年度スタートした第三期目（平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで）の指定管理者として、京都府が設置する6つの社会福祉施設について、防犯や災害対策の点検・整備を行うとともに、施設管理責任を踏まえた安心安全で質の高いサービスが提供できる施設づくりを進める。

虐待防止については、一昨年に法人内で発生した虐待事案を踏まえ、透明性のある開かれた組織運営、職員の意識改革と資質の向上、職員間の情報共有と明るく風通しのよい職場環境づくりを中心に取組を進めてきたが、引き続き法人一体となって全力を挙げて取り組んでいく。

財務面について、第三期目にあっては、収支バランスの取れた健全な運営を行っていくため、各種事業における定員の充足に努めるとともに、設置者である京都府と連携し、新規事業の展開や収入の確保を図る一方、採算性や当法人の役割を踏まえつつ、施設･事業のあり方の検討等を進める。

これらの取組みを進めていくためにも、一人ひとりの職員が事業団の置かれている状況を充分認識の上、法人経営に積極的に参画し、主体的に行動できるような仕組みをつくるとともに、必要な職員の確保と職員が健康で活き活きと働ける職場環境づくりや勤労意欲の喚起につながる取組みを実施する。また、事業団設立 40 周年の節目の年として、記念事業の企画実施により、職員の連帯感や法人の存在感を高める。

2　基本方針

（1）　職員の経営意識の向上に努め、効率的かつ効果的な法人経営に努めます。

（2）　コンプライアンス（法令遵守）の徹底と、ガバナンス（内部統治）の強化に努めるとともに、アカウンタビリティ（説明責任）を果たすことで、一層の公平性・透明性を確保します。

（3）　社会福祉施設職員としての教養を高め、専門技術の向上を図り、利用者ニーズに応え得る人材育成に努めます。

（4）　利用者本位の事業運営と地域福祉の貢献に努め、利用者や地域社会から信頼され、選ばれる施設づくりに努めます。

第２　法人の概要

１　法人の概要

法人名	社会福祉法人　京都府社会福祉事業団
代表者名	理事長　　金谷　浩志
設置主体	京都府
基本金	１０，０００，０００円
設立年月日	昭和52年8月2日
主たる事務所	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町３７５番地

２　組織図

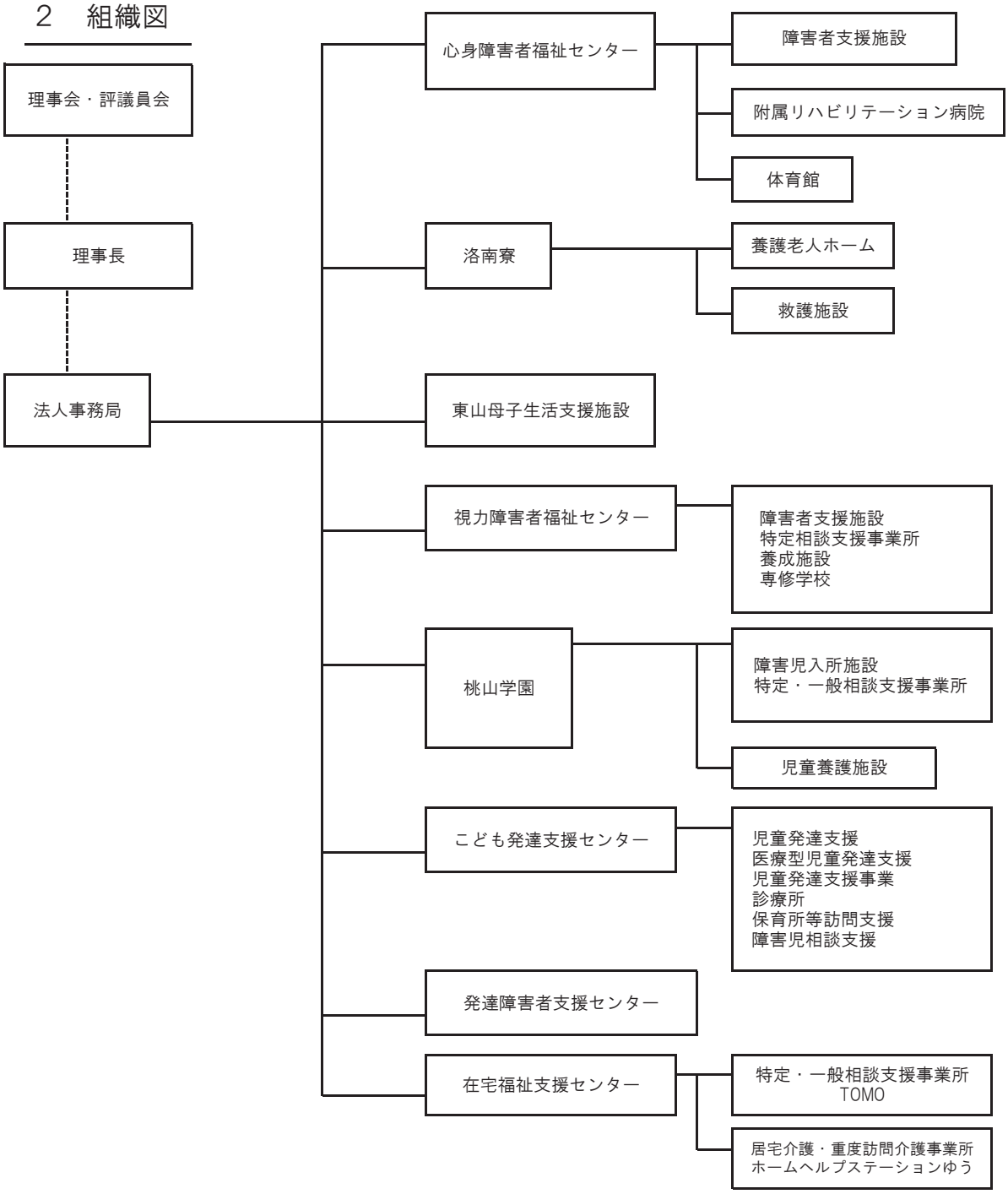

第３　事業計画

１　法人事務局

【運営方針】

平成 29 年度は、社会福祉法改正に即した理事会や評議員会の円滑な運営に努めるとともに、近い将来の会計監査人導入に備えて内部管理状況を点検・把握し、課題への対応を進める。また、京都府の指定管理者として引き続き効果的・効率的な施設運営を推進するとともに、社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、法人運営の透明性の一層の向上や地域福祉への貢献、公益的な取組の推進を図る。

施設の安心安全について、防犯対策を怠ることなく危機管理意識を強めるとともに、施設管理責任を踏まえつつ、安心安全で質の高いサービスが提供できる施設づくりを進める。

虐待防止については、引き続き「法人虐待防止委員会」を中心に外部からの点検を進める。また、職員セルフチェック等の取組による風通しのよい職場づくりや虐待防止研修等による職員意識の向上を図り、虐待が発生しない環境づくりを進める。

人材育成については、昨年度策定したキャリアパスや新たな人事考課制度に基づき、体系的な取組を進めるとともに、人材確保や離職防止についても非正規職員の職制の見直しや広報活動の強化などの取組を進める。

さらに、平成 29 年度は、事業団設立 40 周年を迎える節目の年度であることから、記念事業を企画実施し、職員の帰属意識と法人の存在感を高める。

【事業計画】

１．虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

（1）　虐待防止の徹底

ア　外部委員主体で構成される法人虐待防止委員会の継続開催や委員の実地調査による法人内各種取組の点検・進行管理

イ　施設職員チームでの施設間相互チェックや職員セルフチェックの実施による風通しのよい職場づくりの推進

ウ　利用者、ご家族等からの意見や苦情を活かせる施設運営の推進と苦情解決状況の外部への公表

エ　虐待防止研修や各種技術研修実施による職員の意識改革と専門性向上の推進

オ　児童虐待の防止をめざしたオレンジリボン運動への参加継続

（2）　施設管理責任・危機管理体制の強化

ア　リスクマネジメントに係るワーキンググループを中心に、諸般の危機事象（防犯・

火災・災害（地震・風水害等）・感染症等）や不測の事態に対応すべく各種マニュアルの点検・整備と研修・訓練(AED 取扱含む)の計画的実施（新規）

イ　京都府災害派遣福祉チームや近畿ブロック事業団災害対応チームへの参画による関係機関と連携した非常災害時対応の強化

2．自立運営をめざした体制の強化

(1)　経営組織のガバナンス強化

ア　四半期毎の理事会開催による法人経営責任の明確化や計算書類や役員報酬基準の公表等による法人運営の透明性の向上（新規）

イ　社会福祉法改正に沿った的確な平成 28 年度決算に係る計算書類等の調製と評議員会の円滑な運営（新規）

ウ　会計監査人導入に備え、諸規程の整備や業務推進体制等内部管理状況の点検・整備の推進（新規）

エ　法人内の課題に応じた「委員会」や「チーム」等の柔軟な編成・運営等による迅速な改善策の推進

(2)　定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア　洛南寮養護老人ホームの介護保険サービス提供に係る一般型特定施設入居者生活介護への類型変更とヘルプ洛南（訪問介護事業所）の廃止による収支バランスの改善（新規）

イ　施設長等で構成する管理会議における各施設の定員充足や利用料収入確保状況の進捗管理の推進

ウ　四半期予算管理制度による支出経費の抑制及び予備費の効果的執行

エ　月次決算ごとのシミュレーションによる収支バランスを考慮した人件費の執行

(3)　人材育成の強化と安定的な人材確保

ア　目標管理的要素を盛り込んだ新たな人事考課制度に基づく人材育成の推進(充実)

イ　新たなキャリアパスに応じた階層別研修の構築と計画的な研修実施（新規）

ウ　外部講師や法人専門職による施設ごとの専門分野研修の充実

エ　介護支援等従事非正規職員の処遇改善を継続実施するとともに、働き続けやすい職場環境整備に向けた非正規職員の職制や育児・介護休業関係制度、資格取得支援制度等のあり方の検討（充実）

オ　エルダー制度の充実やフォローアップ研修の実施等による新規採用職員の育成強化

カ　就職説明会や施設見学会の開催、内定者へのフォロー等人材確保の取組み強化

(4)　活気溢れる職場づくり

ア　事業団設立 40 周年として、職員の帰属意識や法人の存在感を高める記念事業の

企画実施と記念誌の発行（新規）

イ　組織活性化や職員満足度を高めることを目的とした職員アンケートの実施(新規)

ウ　ストレスチェック集団解析に基づく課題分析と対策の推進(新規)

エ　「笑顔で対応」･「あいさつの励行」の徹底と朝礼での１分間スピーチ実施による明るい職場づくりの推進

オ　クリーンタイムや片付けタイム（週１回・15 分程度）等職場の整理整頓・安全清潔の徹底

３．安心安全な福祉サービスの提供

(1)　利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア　洛南寮養護老人ホームの一般型特定施設入居者生活介護への類型変更による利用者支援体制の充実・強化（新規）

イ　障害児の切れ目のない支援体制構築に向けたこども発達支援センターの放課後等デイサービスの開始（新規）

ウ　施設利用者を適切に支援するためのマニュアル整備や研修等の実施等、安心安全で質の高いサービスを提供する施設づくりの推進（新規）

エ　福祉サービス第三者評価の受診結果から抽出された課題に対する改善取組みの実施

(2)　地域福祉への貢献、地域における公益的な取組みの推進

ア　事業団に「地域公益事業推進チーム（仮称）」を設置し、地域における公益的な取組を検討・推進（新規）

イ　地域の介護者支援の一環として介護技術等講座の充実実施

ウ　各施設の特長を活かした各種講座や相談サービスの提供等による地域福祉への貢献

(3)　施設の保守管理と計画的修繕の実施

ア　建築基準法に基づく定期検査結果や施設間チェック等を踏まえた計画的な設備改修、修繕の実施

イ　大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

４．広報活動の強化

(1)　職員募集に関する情報発信を目的とした SNS の立ち上げ・運用

(2)　施設紹介動画の作成や既存広報ツールの充実による広報活動の強化

(3)　実習生の積極的な受入等を通じた大学等との連携強化や母校等への積極的な出講等による情報発信の強化

２　心身障害者福祉センター

（１）障害者支援施設

【運営方針】

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の生活介護や生活能力の維持・向上につながる訓練を行うとともに、自立心を尊重し、虐待防止についての取組みはもちろんのこと、基本的人権・尊厳に配慮した支援を行う。

特に、施設内外の活動を通じて、地域との繋がりを強化しながら、昼と夜の生活を区分する職住分離を推進し、利用者の自立と生活の充実をめざす。また、個室の整備や虐待防止研修の継続実施により、利用者のプライバシーを尊重し、安心・安全な日常生活を送ることができるよう支援していく。

更に、風通しの良い、職員が働きやすい職場環境としていくために「業務振り返りチェックシート」等を継続して活用し、職場内のコミュニケーション、意思疎通を積極的に図っていく。

また、関係機関との連携により、地域の在宅の重度身体障害者の通所利用を積極的に受け入れていくとともに、成年後見制度等の活用についても推進していく。

なお、生活訓練事業所ひまわりについては、附属リハビリテーション病院の高次脳機能障害専門外来と連携し、高次脳機能障害者に対して、社会復帰、復職に向けた専門的な自立訓練・家族支援を推進していく。

【事業計画】

１．虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1)　虐待防止の徹底

ア　「虐待防止委員会」による検証や改善策の実行及び「利用者の声を聞く会」の開催（月１回）

イ　外部講師による虐待防止研修の開催（年２回)及び法人内外で開催の虐待防止研修への派遣

ウ　風通しの良い職場づくりのための「業務振り返りチェックシート」（月 1 回）による課題抽出と改善

(2)　危機管理体制の強化

ア　諸般の危機事象（防犯・火災・災害（地震・風水害等）・感染症等）や不測の事態に対応すべく各種マニュアルの点検・整備と研修・訓練（AED 取扱含む）の計画的実施（新規）

イ　事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な

対応

ウ　事故防止委員会の開催（月１回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

エ　移乗用リフター、簡易移乗機の使用推進による利用者の安全確保及び職員の腰痛負担等の軽減

オ　施設内設備(ベッドブレーキ等)の定期的な安全点検と危険箇所の点検(年３回)

２．自立運営をめざした体制の強化

(1)　定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア　個室２室の整備による定員の充足（新規）

イ　短期入所の積極的受入れの継続 （目標：月 18 日）

ウ　利用料収入等の確保

・入所希望者待機リスト等を活用し、迅速な選考会議の開催による入所定員の確保

・高次脳機能障害専門外来との連携による生活訓練事業所ひまわりの登録者増（目標:18 人）

エ　経費の効率的執行

・施設内照明の全面 LED 化の推進（充実）

オ　分担業務の見直しや業務内容の整理による業務スリム化の推進

(2)　人材育成の強化と安定的な人材確保

ア　職員講師による介護技術等の所内研修の実施(目標：年６回)

イ　外部研修への計画的派遣と復命の徹底(目標：年２回)

ウ　実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

(3)　活気溢れる職場づくり

ア　挨拶の励行による明るい職場づくり

イ　職場の活性化を目的とした取組みの実施

・基本理念の唱和（毎日　朝礼時）と職員倫理綱領の唱和（毎月　職員会議時）

・５Ｓ運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続実施

ウ　法人内外での研究発表大会への積極的参加

３．安心安全な福祉サービスの提供

(1)　利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア　利用者の意向を明確にしたケアプランの作成と定期的な見直し(３か月に１回)

イ　障害支援区分の定期的な見直し（目標：２名）

ウ　相談支援事業所 TOMO と連携した利用者の地域生活移行の推進(目標：１名)

エ　「まいにち体操」や健口体操、ゲームなど健康のための運動や楽しみのためのグループワークを行い、昼と夜の生活を区分した日中活動の充実

オ　近隣の生活介護事業所、就労継続支援Ｂ型事業所への通所の推進
（目標：生活介護事業所５名　就労継続Ｂ型事業所２名）

カ　成年後見制度（保佐人等）の利用申立の推進（目標：１名）

キ　生活訓練事業所ひまわりの円滑な運営
関係機関との連携による社会復帰（目標：３名）

ク　生活訓練事業所ひまわり利用者の家族の悩みを分かち合い、支援する場としての家族教室の開催（目標：年３回）

ケ　プライバシーの保護、支援の充実に向けた個室２室の整備等、環境の整備の推進（再掲）

コ　浴室への天井走行リフトの追加設置

(2)　地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア　府卓球バレー大会その他障害者スポーツ大会への積極的参加による障害者スポーツ活動の推進

イ　地域の小学校・中学校・高校生の体験実習の積極的受入れ(目標：３回)

ウ　在宅障害者の日中生活介護受入れの促進（目標：４名）

エ　高次脳機能障害に係る相談会の実施（新規）

(3)　施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア　破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ　大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

４．広報活動の強化

(1)　広報紙「あしはら」(年３回発行)や、ブログによる最新情報の発信

(2)　地域の「福祉ふれあいまつり」等への積極的参加

２　心身障害者福祉センター
（２）附属リハビリテーション病院

【運営方針】

京都府南部における地域医療への積極的な貢献をめざし、附属リハビリテーション病院の特色を生かした多様な医療サービスを提供することで、地域の皆様の健康と快適な暮らしを支え、地域の皆様からの信頼に応え得る病院運営に努める。

そのため、京都府立医科大学附属病院と連携し、先進的医療機器や高度な技術を活用した運動器疾患患者に対する一貫した治療・リハビリテーションに取り組む。加えて業務や職員体制の見直しを行うことによって、職員一丸となって病院の稼働率向上に向けて取り組む。

また、京都府南部の高次脳機能障害対応医療機関の中核医療施設として、生活訓練事業所ひまわりと連携し、高次脳機能障害の患者の社会復帰を支援する役割を果たしていく。

近年、高齢化により増加傾向のある骨粗鬆症について、積極的な貢献活動として、地域に出向き、骨密度測定や栄養相談、基礎的知識の講義などを行い、早期発見・早期治療・発生予防につなげていく。

さらに、附属リハビリテーション病院は、スポーツを通した障害者支援活動として、パラリンピック・パワーリフティングのナショナルトレーニングセンターに指定された心身障害者福祉センター体育館（サン・アビリティーズ城陽）における選手への医科学的サポートを担い、日本初のメダリスト誕生に向けて全力で支援する。

【事業計画】

１．虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

（1）　虐待防止の徹底

ア　医療専門職種の責務である、倫理の遵守と患者の人権擁護、尊厳の尊重を徹底するとともに虐待防止に向けた「虐待防止・対応マニュアル」に基づく取り組みの継続

イ　患者情報の共有徹底（入院患者：週１回、外来患者：月１回）

ウ　法人主催の虐待防止研修への積極的参加

エ　事故の予防や資質向上に向けたセルフチェックシートの実施（月１回）

(2) 危機管理体制の強化

ア 諸般の危機事象（防犯・火災・災害（地震・風水害等）・感染症等）や不測の事態に対応する各種マニュアル・医療安全管理マニュアルの点検・整備と研修・訓練（AED 取扱含む）の計画的実施（新規）

イ 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応及び事象検証・改善策検討とフィードバックの実施（週 1 回）

ウ 医療安全管理委員会（週 1 回）及び院内感染防止対策委員会（月 1 回）の開催

エ 院内ラウンドによる医療安全対策、感染防止対策の実施（週 1 回）

オ 医療安全対策、院内感染防止対策に関する院内研修会の実施（年 4 回）

カ 医薬品取扱い、医療機器取扱いに関する院内研修会の実施（年 4 回）

2．自立運営をめざした体制の強化

(1) 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

目標：1 日あたりの外来患者数 110 名

1 日あたりの入院患者数 22 名（病床利用率 90%）

ア 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰの施設基準取得への取り組み（新規）

イ リハビリ業務体制の効率的運用による訓練単位数の増加･増収対策の実施(充実)（年 24,000 単位以上）

ウ 電子リハビリ予約システムを導入し、効率的で効果的なリハビリ予約の実施（新規）

エ 京都府立医大の整形外科教室、リウマチセンター、リハビリテーション医学教室や他院との連携拡充による患者の積極的受入れ（手術適応患者：年 50 名、リハビリ患者：年 40 名）

オ 三次元画像解析装置（Mimics）、骨塩定量測定装置（DEXA）、高精度超音波装置など機器の有効活用やボトックス治療の実施（年 50 名）

カ 高次脳機能障害専門外来の利用促進及び患者の受け入れ（年 45 名）

キ 高次脳機能障害対応医療機関として多様なニーズに応じた機能の充実(生活訓練事業所ひまわりと社会復帰へ向けた連携強化の継続)（年 5 名）

ク 障害児（者）歯科患者（年 15 名）及び術前口腔ケア患者（年 30 名）の積極的受入れ

ケ 院内薬事委員会で新規医薬品の採用審査、適正購入を図るとともに、使用頻度が低下した医薬品在庫調整の実施

（2） 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア　医療チームとして向上心、探求心を追求する最新医療に関する院内研修の実施（年８回）

イ　学会･研修会等への積極的な参加や研究発表及び論文発表によるスキルアップの実施

ウ　学会・研修会発表者の予演会・討論の実施

（3） 活気溢れる職場づくり

挨拶の励行及びクリーンタイムの継続（毎日）

３．安心安全な医療サービスの提供

（1） 患者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア　患者アンケート調査、意見箱によるニーズの把握及び改善策の実施（年 12 回）

イ　敷地内禁煙の継続

（2） 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア　地域住民を対象とした疾病に関する講習会の実施（年１回）

イ　地域住民を対象とした「出前講座」及び「骨密度測定」の実施（年１２回）

ウ　京都府南部地域における医療関係者向け講演会の開催（年２回）

エ　日本パラ・パワーリフティング連盟と協力し、パワーリフティング選手への科学的根拠に基づいた医科学的サポートの実施（新規）

（3） 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア　破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ　大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

ウ　施設内の樹木剪定、花壇整備等による利用者へのアメニティーの確保（年２回）

４．広報活動の強化

（1） ホームページやブログ及びパンフレットの内容を随時更新し最新情報を提供

（2） 近隣市・町の広報紙への病院広告掲載や京阪バスの車内放送による病院案内の継続

２　心身障害者福祉センター
（３）体育館

【運営方針】

京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設としての役割を果たすとともに、心身障害者福祉センターの体育施設として、利用者の身体運動や日中活動の支援を行う。

また、京都府に協力してパラリンピック・パワーリフティングのナショナルトレーニングセンターとしての機能の充実を図り、附属リハビリテーション病院とともに、日本初のメダリスト誕生に向け支援する。

【事業計画】

1. 虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

（1）　虐待防止の徹底

法人主催の 「虐待防止研修」への積極的参加

（2）　危機管理体制の強化

ア　諸般の危機事象（防犯・火災・災害（地震・風水害等）・感染症等）や不測の事態に対応すべく各種マニュアルの点検・整備と研修・訓練（AED 取扱含む）の計画的実施（新規）

イ　事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

2. 自立運営をめざした体制の強化

（1）　京都府南部地域の障害者スポーツ事業の継続実施

ア　障害者スポーツ教室（アーチェリー、バドミントン、卓球、テニス等）の開催（年17回）と教室後のクラブ組織づくりによるスポーツの継続

イ　障害者スポーツのつどい（年12回）

（2）　活気溢れる職場づくり

ア　笑顔による挨拶の励行

イ　基本理念の唱和（毎日　朝礼時）

3. 安心安全な福祉サービスの提供

（1）　利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア　障害者支援施設の入所者への身体的機能の維持・向上や日中活動の充実に向けた活

動への支援の実施

イ　高次脳機能障害者支援（生活訓練）の一つとしてのスポーツ・レクリエーションサービスの実施（週2回）

ウ　施設利用促進につなげる利用調整会議の定期開催（月1回）

エ　体育館利用者の身体機能を回復するための訓練及びレクリエーション指導の実施（各施設週1回）

オ　障害者スポーツ指導の充実（週1回）

（2）　地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア　日本パラ・パワーリフティング連盟と連携し、府主催のパラリンピック競技者と地域住民の交流会の開催に協力

イ　パラリンピックをめざす競技者に対してスポーツ用車椅子への移乗協力や練習場所の準備・提供等の協力（月6回）

ウ　アーチェリー大会の開催（年2回）

（3）　施設の保守管理と計画的修繕の実施

ア　破損箇所及び危険箇所の安全点検（毎日）と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ　大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

4. 広報活動の強化

ホームページのブログ等を活用したタイムリーな情報提供

３　洛南寮

（１）養護老人ホーム

【運営方針】

地域で生活するうえで様々な生活課題や福祉課題を抱える高齢者一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で安心できる暮らしの提供と、自立した日常生活が営めるよう支援するとともに、高齢者の社会復帰の促進を図る。
一方、養護老人ホームに入所する利用者においても、重度の要介護者が増えており、今後も介護サービスが必要となる利用者の増加が見込まれることから、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護から一般型特定施設入居者生活介護に類型変更し、より適切なサービス提供に努める。

また、利用者の人権擁護、虐待防止及び接遇力向上を重視しつつ、介護や認知症などに関する専門知識や技術の向上を図る研修実施・参加や OJT による職員の資質向上に努める。そして、関係機関・団体等に対する利用要請や適宜の情報提供を通して、施設の認知度を高めることで定員充足につなげる。

さらに、高齢者が DV・虐待被害を受けた際や一時的に在宅生活が困難になった場合の緊急一時入所等の迅速な対応や、退所された方に対する相談支援等のアフターケアを行うなど地域での生活を支援するとともに、地域の諸行事への参加やボランティア等地域住民を積極的に招き、開かれた施設、地域から信頼され選ばれる施設づくりをめざす。

【事業計画】

１．虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

（1）　虐待防止の徹底

ア　「虐待防止委員会」（月１回）による検証と改善策の実行

イ　外部委員による聞き取り、施設内での座談会（月 1 回）、意見箱の設置、家族やボランティアとの懇談会など利用者からの声を反映するための取組み実施

ウ　利用者の特性を理解し、専門知識と技術に基づく支援を行うための所内研修の実施（年３回）と外部機関が主催する人権擁護研修や虐待防止研修への積極的参加

エ　「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施（月１回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

（2）　危機管理体制の強化

ア　諸般の危機事象（防犯・火災・災害（地震・風水害等）・感染症等）や不測の事態に対応すべく各種マニュアルの点検・整備と研修・訓練（AED 取扱含む）の

計画的実施（新規）

イ　事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

ウ　事故防止委員会の開催（月 1 回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

エ　京田辺市消防署が行う普通救命講習・上級救命講習への積極的参加

２．自立運営をめざした体制の強化

（1）　定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護から一般型特定施設入居者生活介護への類型変更に伴う利用料収入増と人員体制の充実（新規）

イ　福祉事務所や居宅介護事業所、地域包括支援センター、精神科病院等に対する積極的な情報提供

ウ　月単位の消耗品費・光熱費の周知（見える化）による経費支出のコントロール

（2）　人材育成の強化と安定的な人材確保

ア　専門的知識や技術の向上を目的とした、職員が講師となる研修の実施

イ　一般型特定施設への転換等先進的な取り組みをしている施設への視察及び派遣実習の実施

ウ　新規採用職員（契約・非常勤）に対する職場内ＯＪＴ及びエルダー制度の活用

エ　実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

オ　業務内容や勤務時間等労働条件を柔軟にした職員募集実施

（3）　活気溢れる職場づくり

ア　職員間のコミュニケーションを重視した明るい職場づくり

イ　職員倫理綱領の唱和（毎月職員会議時）

ウ　施設（養護老人・救護）の相互応援や職員交流による情報共有･連携の強化

エ　職員一人ひとりの担当業務の位置づけや担当範囲、達成すべき目標など、各職員の役割を明確にした上で作業やスケジュールの「見える化」を推進

オ　廊下等の掲示板を更新・増設の上、利用者作品や利用者・職員の笑顔溢れる写真等の掲示（新規）

３．安心安全な福祉サービスの提供

（1）　利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア　一般型特定施設入居者生活介護への類型変更による利用者への介護サービス体制の充実（新規）

イ　類型変更後の円滑な運営に向けて支援マニュアルの整備及び研修の実施

ウ　看護師の土日勤務、遅出業務による利用者健康管理のさらなる充実（新規）

エ　利用者ニーズに合わせた夕食開始時間（変更後 18:00～）の見直し
オ　地域生活移行後の退所者への相談支援の実施（毎月 1 回、半年間継続）
カ　成年後見制度の利用申立の推進（目標：2 人）

（2）　地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進
ア　地域の高齢者を対象とした、生活リズムの回復や安心安全な環境提供等を目的とする緊急入所の受入
イ　京田辺市の福祉避難所としての体制確保
ウ　自治会等が実施する活動への参加とボランティア等の積極的な受け入れ
エ　地域の在宅高齢者との交流事業実施（月 1 回）
オ　車イス介助や介護技術など地域住民を対象とした講習会の実施（年 2 回）
カ　地域清掃活動による地域貢献（月 1 回）

（3）　施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施
ア　破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施
イ　大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

４．広報活動の強化
（1）　ホームページやブログ、広報紙「洛楽」（年３回発行）による施設情報の発信
（2）　「介護相談・施設見学会」の実施（年２回）

3　洛南寮
（２）救護施設

【運営方針】

生活困窮者をはじめ、地域で生活する上で様々な生活課題や福祉課題を抱える利用者が、心身ともに健康で安心した暮らしができるよう、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会での自立をめざすよう支援や訓練を行う。

また、利用者の人権擁護、虐待防止及び接遇力向上を重視しつつ、精神障害や身体障害などに関する専門知識や技術の向上を図る研修実施・参加や OJT による職員の資質向上に努める。そして、関係機関・団体等に対する利用要請や適宜の情報提供、地域の相談支援ネットワークの構築・参画により地域貢献を図るとともに、施設の認知度を高めることで定員充足につなげる。

さらに、地域における生活困窮者や精神疾患を有する方、DV・虐待被害を受けている方の緊急入所の積極的な受け入れや、循環型セーフティネット施設として、利用者の地域生活移行を目的とする居宅生活訓練事業の新規実施、地域移行や他法施設等への移行、退所された方への相談支援等アフターケアなどに取り組む。

【事業計画】

１．虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1)　虐待防止の徹底

ア　「虐待防止委員会」（月１回）による検証と改善策の実行

イ　外部委員による聞き取り、施設内での座談会（月１回）、意見箱の設置、家族やボランティアとの懇談会など利用者からの声を反映するための取組み実施

ウ　利用者の特性を理解し、専門知識と技術に基づく支援を行うための所内研修の実施（年３回）と外部機関が主催する人権擁護研修や虐待防止研修への積極的参加

エ　「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施（月１回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

(2)　危機管理体制の強化

ア　諸般の危機事象（防犯・火災・災害（地震・風水害等）・感染症等）や不測の事態に対応すべく各種マニュアルの点検・整備と研修・訓練(AED 取扱含む)の計画的実施（新規）

イ　事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

ウ　事故防止委員会の開催（月１回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

エ　京田辺市消防署が行う普通救命講習・上級救命講習への積極的参加

２．自立運営をめざした体制の強化

（1）　定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア　福祉事務所や居宅介護事業所、地域包括支援センター、精神科病院等に対する積極的な情報提供

イ　月単位の消耗品費・光熱費の周知（見える化）による経費支出のコントロール

（2）　人材育成の強化と安定的な人材確保

ア　専門的知識や技術の向上を目的とした、職員が講師となる研修の実施

イ　地域生活移行支援や就労支援等先進的な取組をしている施設への視察、派遣実習の実施

ウ　新規採用職員（契約・非常勤）に対する職場内ＯＪＴ及びエルダー制度の活用

エ　実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

オ　業務内容や勤務時間等労働条件を柔軟にした職員募集の実施

（3）　活気溢れる職場づくり

ア　職員間のコミュニケーションを重視した明るい職場づくり

イ　職員倫理綱領の唱和（毎月職員会議時）

ウ　施設（養護老人・救護）の相互応援や職員交流による情報共有･連携の強化

エ　職員一人ひとりの担当業務の位置づけや担当範囲、達成すべき目標など、各職員の役割を明確にした上で作業やスケジュールの「見える化」を推進

オ　廊下等の掲示板を更新・増設の上、利用者作品や利用者・職員の笑顔溢れる写真等の掲示（新規）

３．安心安全な福祉サービスの提供

（1）　利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア　居宅生活訓練事業（国事業）による利用者の地域生活移行の推進（目標：２名）（新規）

イ　内職作業や施設内疑似就労（清掃活動等）、就労移行支援事業所の体験利用の実施

ウ　居宅生活訓練事業の円滑な運営に向けて支援マニュアルの整備及び研修の実施

エ　利用者ニーズに合わせた夕食開始時間（変更後 18:00～）の見直し

オ　看護師の土日勤務、遅出業務による利用者健康管理のさらなる充実（新規）

カ　地域生活移行後の退所者への相談支援の実施（毎月１回、半年間継続）

キ　循環型セーフティネット機能としての利用者の地域や多種別施設等への移行促進（目標：10 人）（新規）

ク　成年後見制度の利用申立の推進（目標：3 人）

（2） 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア　地域の生活困窮者を対象とした、生活リズムの回復や安心安全な環境提供等を目的とする緊急入所の受入

イ　京田辺市の福祉避難所としての体制確保

ウ　自治会等が実施する活動への参加とボランティア等の積極的な受け入れ

エ　地域住民や児童に対する紙漉き体験会の実施（年２回）

オ　車イス介助や介護技術など地域住民を対象とした講習会の実施（年２回）

カ　地域清掃活動による地域貢献（月１回）

キ　地域の支援ネットワークの構築をめざした京田辺自立支援協議会への参加

（3） 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア　破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ　大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

４．広報活動の強化

（1） ホームページやブログ、広報紙「洛楽」（年３回発行）による施設情報の発信

（2） 「介護相談・施設見学会」の実施（年２回）

（3） 近畿救護施設研究協議会の京都開催を契機に関係機関に救護施設の役割を積極的にアピール

4　東山母子生活支援施設

【運営方針】

DV 被害や虐待など身体的、精神的に様々な課題を抱えて入所した母子に対して安全な生活環境を提供し、母子の自主性を尊重した自立に向けて地域社会で生活ができるよう、児童の健全な成長発達と母親の生活、養育、就労を支援する。

また、人権擁護・虐待防止の取組みについては、研修や OJT 等による職員の資質向上に努め、風通しのよい施設づくりをこころがけることとする。

そして、各福祉事務所等関係機関との情報交換を密に行うことで連携を強化し、定員の充足と社会的養護を担う施設としての役割を果たすよう取り組む。

【事業計画】

1．虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

（1）　虐待防止の徹底

ア　「虐待防止委員会」（月１回）による検証と改善策の実行

イ　虐待防止研修への積極的参加

ウ　「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施（月１回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

（2）　危機管理体制の強化

ア　諸般の危機事象（防犯・火災・災害（地震・風水害等）・感染症等）や不測の事態に対応すべく各種マニュアルの点検・整備と研修・訓練（AED 取扱含む）の計画的実施（新規）

イ　事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応と、利用者による児童虐待の防止・早期発見をめざした、職員間の情報共有や複数職員での状況確認、記録の徹底

ウ　事故防止委員会の開催（月 1 回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

2．自立運営をめざした体制の強化

（1）　定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア　市内福祉事務所への訪問や他府県措置機関への積極的な情報発信による認知度の向上

イ　京都市立東山開睛館、京都府家庭支援総合センターとの定期的な連絡会議の実施及び配偶者からの暴力被害者の一時保護受け入れ

ウ　利用者の満足度向上をめざし、「母の会」等にて利用者からの声の集約と改善策

の実施

エ　四半期ごとの予算管理の徹底及び職員への支出状況伝達による経営意識の醸成

(2)　人材育成の強化と安定的な人材確保

ア　職員講師による家族支援、就労支援や不登校児への支援等の所内研修実施

イ　母の精神障害や児童の発達障害などに関する外部研修への計画的派遣と報告の徹底

ウ　法人内所属等の発達障害等専門職員を招いてのケース検討会議の充実

エ　実習生の積極的受入れや実習後のフォローの実施

(3)　活気溢れる職場づくり

ア　挨拶の励行、５Ｓ運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の実施

イ　ミーティング時に行う法人基本理念の唱和

ウ　職員間のコミュニケーションの活性化をめざしたミーティング（週１回）の実施

エ　「ボランティア感謝祭」の継続実施による明るい雰囲気づくりの実施

オ　共有スペースへの生け花や作品展示等明るい雰囲気づくり

３．安心安全な福祉サービスの提供

(1)　利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア　支援の充実をめざした自立支援計画の進行管理の徹底及び見直しの定期実施(年2回)

イ　就労支援の充実

・マザーズジョブカフェやひとり親自立センターとの連携による就労準備支援

・求職者支援制度の活用など母親に対する就労セミナー受講の推進

・就職活動への同行支援

・社会保険制度、雇用保険制度や年金制度等勉強会の実施による就職へのフォロー

・就職活動時や緊急時における補完保育や働く母親のリフレッシュを目的とした一時保育の実施

ウ　児童支援の充実

・児童（小１～小６）に対する放課後支援としての学童保育（ドリームクラブ）の実施

・ボランティアの協力による中高生対象の個別学習支援の実施

・中高生を対象としたケーキ作りや編み物等の余暇支援の充実

・夏休み等長期休暇時におけるキャンプ等施設外活動の充実

エ　母子支援の充実

・関係機関（福祉事務所、学校、保育園等）との連携（カンファレンスの実施等）

の充実

・職員の勤務体制の工夫による夜間時の安全な見守りの継続

・DV 被害者の母及び被虐待児に対する法人内所属等の臨床心理士を招いての個別面接等心理ケアの実施（母１人あたり月２回）や小児科医による子育て相談の実施（年８回）

・情報交換や心の安定を図ることをめざした、親子参加事業「かるがもクラブ」や乳幼児の母親対象の「ひよこクラブ」、その他多彩なメニュー（卓球指導・ウォーキング講習会・季節行事等）による母子活動の実施

・保育所等への送迎や居室の片付け等の家事支援の実施

（2） 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア　東山地区、清水地区で開催される地域行事への積極的参加

イ　「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」における「パープルリボンキャンペーン」への啓発活動への積極的参加

ウ　家庭支援総合センターとの連携による配偶者からの暴力被害者の一時保護の受入れ

エ　東山区子育て支援調整会議、要保護児童対策地域協議会への参加

（3） 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア　破損箇所及び危険箇所の点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ　大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

ウ　施設内設備の定期的な安全点検の実施（月１回）及び家庭支援総合センター内管理システムに則ったエレベーター、自動ドア等の住環境の点検

４．広報活動の強化

（1） ホームページやブログによる施設情報の発信

（2） 福祉事務所等関係機関合同研修会での情報発信

5　視力障害者福祉センター

【運営方針】

視覚障害者の職業的自立を支援するあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師（あはき師）養成施設として、教育訓練の充実、強化を図るとともに、安心して勉学に取り組める環境づくりに努め、利用者全員の国家試験合格や卒業後の就労をめざす。

また、より質の高いあはき師の養成をめざして、平成 30 年度から国においてカリキュラム等の改正が行われることへ的確に対応していく。

職員の資質向上と職員間の連携強化に努めるとともに、広報活動などの利用者増の取り組みや業務見直しによる業務改善に取り組むことで、安定した施設運営を行い、府立施設として地域に貢献できる施設づくりをめざす。

利用者本位の、利用者に選ばれる施設となるため、法人全体で取り組む人権擁護、虐待防止について職員一丸となって取り組み、防災訓練など地域自治体との連携を図り、また、施設機能を活用した地域住民との交流活動等を通じ、地域から信頼され、開かれた施設をめざす。

【事業計画】

1．虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

（1）　虐待防止の徹底

ア　利用者の権利擁護、虐待防止の徹底を目的とした、虐待防止委員会（月 1 回）の開催

イ　虐待防止研修の受講（全職員）及び研修後の所内意見交換会の開催

ウ　「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施（月 1 回）及びその結果分析と課題の改善

（2）　危機管理体制の強化

ア　諸般の危機事象（防犯・火災・災害（地震・風水害等）・感染症等）や不測の事態に対応すべく各種マニュアルの点検・整備と研修・訓練（AED 取扱含む）の計画的実施（新規）

イ　事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

ウ　事故防止委員会開催（月 1 回）による、事故・ヒヤリハット及び「気づきレポート」の報告分析と課題の改善

エ　大規模災害時の連携強化のため、地域自治会主催の防災訓練等への参加

２．自立運営をめざした体制の強化

（1） 定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア　次年度新入所生の確保（16 名）

・体験見学会の開催（年 2 回）

・利用者掘り起こしのため、福祉事務所や病院及びハローワーク等関係機関への訪問

イ　照明のＬＥＤ化や機器、設備等の省エネ化の推進

（2） 人材育成の強化と安定的な人材確保

ア　職員面接による育成ポイントの把握、目標の設定に基づく計画的、意識的なＯＪＴの推進

イ　職員相互による「あはき師養成カリキュラム等の改定」等所内研修会の開催

（3） 活気溢れる職場づくり

ア　職員会議での業務改善提案の促進とその実現

イ　各種会議や朝の連絡会での職員間の情報共有及びコミュニケーションの促進

ウ　京都府視覚障害者協会等関係機関や地域自治会及び卒業生同窓会（糺の森会）との交流により視野を広げ、職務に対する意識向上の推進

３．安心安全な福祉サービスの提供

（1） 利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア　国のカリキュラム等改正への対応

・平成 30 年度からの国のあはき師養成カリキュラム等の改正に合わせ、高等課程（あん摩マッサージ指圧師養成課程）の廃止、専門課程（あん摩マッサージ指圧師養成課程）の新設を進め、教育内容の高度化を図るとともに、利用者の実態に合わせ、利用者総定員を 90 人から 60 人に変更し、給付費単価増額による収入増の推進（新規）

イ　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得に向けた教育訓練の充実

・授業の質の向上を目的とした授業内容改善会議の開催（年 2 回）

・受験生対象の補習授業や模擬試験の実施

・夏休みフォローアップ講習の実施

ウ　免許取得後の社会的・経済的自立に向けた就労支援の充実

・企業や治療院等への職場見学会の開催

・京都障害者職業相談室との連携による求職登録の実施

・就労支援員による卒業予定者等への就職先斡旋

・利用者向けの施術者マナー講習会、消防署員による普通救命講習会の開催

エ　利用者サービス向上に向けた外出支援や行事等のボランティア受入システムの構築（新規）

（2） 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア　高齢者福祉施設及び地域住民へのあん摩奉仕の実施

イ　地域住民を対象としたあん摩・はりの臨床実習の実施

ウ　視覚障害者支援の啓発を目的とした京都ライトハウスや関西盲導犬協会等との連携による地域住民との交流活動等の実施

（3） 施設・設備の保守管理と計画的修繕等の実施

ア　破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ　大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

４．広報活動の強化

（1） ホームページ掲載内容の充実及びブログによる積極的な情報発信

（2） 福祉事務所、病院、ハローワーク等、関係機関訪問による施設ＰＲ活動の推進

（3） 京都府社会福祉協議会、京都府視覚障害者協会、京都ライトハウス、関西盲導犬協会等関係機関が企画する事業への積極的参加（福祉施設オープンデー、白杖安全デーなど）

６　桃山学園

（１）障害児入所施設

【運営方針】

児童の健やかな成長と家庭復帰・社会的自立に向け、基本的生活習慣や知識・技能の習得など、療育活動等を通してそれぞれの課題と個性に応じた支援を行う。

支援にあたっては、人権擁護・虐待防止を運営の基本姿勢とし、研修等による職員の意識改革に継続的に取り組むとともに、保護者や地域等外部者に開かれた運営を行うことで信頼回復と安心・安全な施設をめざす。

また、職員の専門性向上については、昨年度の基本研修や勉強会等を更に充実させ、より障害特性の理解を深めるとともに、業務の改善や個別支援計画作成・日頃の支援のあり方等についてもチームで取り組むこととする。

特に、地域での受入れの難しい強度行動障害児を積極的に受け入れ、生活場面の構造化や行動療法などを行う。また、対象児童の年齢や障害程度に合わせた小規模グループケアが可能となるよう取り組む。

さらに、地域への情報発信を充実させ、行事等へも積極的に参加することで連携を図り、開かれた施設づくりと、地域で一体となって児童を育てる環境づくりに努める。

【事業計画】

１．虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

（1）　虐待防止の徹底

ア　虐待防止委員会（年３回）による取組み結果の検証や改善策の実施

イ　朝ミーティングにおける職員間の情報共有の徹底とチームアプローチによる個別支援計画作成など組織対応力の向上

ウ　人権擁護・虐待防止をテーマとした所内研修の実施（年３回）及び外部研修への積極的参加

エ　「虐待防止に係るセルフチェックリスト」実施（月１回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

オ　アンガーマネジメントキッズインストラクター養成講座修了職員による専門的研修の実施（新規）

カ　利用児や家族等からの声や外部からの視点を反映させ、開かれた施設運営をめざす取組みの実施

・利用児童対象の『子ども会』（年６回）や保護者（桃親会等）との懇談会（情報交換）の定期開催（年６回）

・保護者との情報共有を目的とした機関紙（「学園だより」、「ふれあい」）の配布

・外部見学者や実習などの積極的な受入及び意見聴取

(2)　危機管理体制の強化

ア　諸般の危機事象（防犯・火災・災害（地震・風水害等）・感染症等）や不測の事態に対応すべく各種マニュアルの点検・整備と研修・訓練（AED 取扱含む）の計画的実施（新規）

イ　事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

ウ　事故防止委員会の開催（月１回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

２．自立運営をめざした体制の強化

(1)　定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア　地域相談支援事業所等、関係機関への情報発信及び連携強化による定員の充足

イ　定期的な経理状況の分析（月１回）による効果的な予算執行

(2)　人材育成の強化と安定的な人材確保

ア　発達障害､強度行動障害等の理解についての所内研修及び勉強会の実施(月２回)

イ　全国知的障害者施設職員研修等への積極的参加

ウ　若年層職員のスキルアップ及び行動障害に対する支援の充実と業務改善を目的とした他法人への視察（年２回）

エ　契約職員及び若年層職員に対するフォローアップ研修の実施（年４回）

オ　インターンシップや施設見学、実習生等積極的な受入や実施後フォローの実施

(3)　活気溢れる職場づくり

ア　引き継ぎ時に行う「今日の目標」の共有と実行

イ　５Ｓ運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続実施
　・職場内環境の点検実施及び改善策の提案

ウ　業務上の良い取組を伝え合う「グッジョブカード」の継続実施及び各職員へのフィードバック

エ　法人基本理念の唱和（毎朝）

３．安心安全な福祉サービスの提供

(1)　利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア　小規模グループケア導入に向けた生活空間の改善提案及び段階的な試行（新規）

イ　個別支援計画の策定及び見直しを行うグループミーティングの実施（月１回）

ウ　安全でより質の高いサービス提供をめざした支援マニュアルの定期的な見直し（年３回）や専門技術の研修実施

エ　児童の心身の安定と余暇活動の充実をめざした園芸活動及びスポーツ教室の継続実施

（2） 地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア　桃山東地域民生児童委員等との協働で「地域連携協議会（仮称）」を立ち上げ、地域児童に対する支援ニーズの調査及び必要な事業の実施（新規）

イ　地域行事への積極的参加による地域とのネットワークの強化

ウ　京都市南部障害者地域自立支援協議会での意見交換による連携強化

（3） 施設の保守管理と計画的修繕の実施

ア　破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ　明るく安全で清潔、かつ児童が親しみやすい環境への工夫と整備の実施

ウ　大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

４．広報活動の強化

（1） ホームページやブログの活用による外部へのＰＲ強化

（2） 保護者、地域、関係機関等への広報紙の配布（年３回）や、地域行事への参加や施設行事への招待

（3） 施設紹介リーフレットの作成（新規）

６　桃山学園
（２）児童養護施設

【運営方針】

社会的養護を必要とする児童を健やかに育み、豊かな人間性や社会性を養うため、地域社会での自立をめざした学習や生活上必要な知識・技術、社会経験の獲得を支援する。また、家庭復帰に向けて児童相談所等と連携しながら家族への支援・調整等を行う。

加えて、人権擁護・虐待防止については、各種取組みを継続実施し、専門知識等の習得や職員間のコミュニケーションの活性化、記録の徹底等に努めることとする。

近年、課題となっている施設内での暴力行動については従来からの自立支援面談等の取組みに加え、安全委員会方式（外部機関（学校や児童相談所等）と施設職員で組織する安全委員会の中で、児童の状況の共有・対応策の協議をし、暴力に代わる行動の学習等を一貫して支援する手法）を取り入れ、児童とともにより一層安心安全な暮らしとなるよう取り組む。

さらに、積極的に近隣地域との関わりを持ち、行事等への参加や連携を図る体制作りを行い、開かれた施設として地域とともに児童の健やかな成長を支えることのできる存在をめざすこととする。

【事業計画】

１．虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

（1）　虐待防止の徹底

ア　虐待防止委員会（年３回）による取組み結果の検証や改善策の実施

イ　朝昼ミーティング（1 日 2 回）における職員間の情報共有の徹底

ウ　人権擁護・虐待防止をテーマとした所内研修の実施（年３回）及び外部研修への積極的参加

エ　「虐待防止に係るセルフチェックリスト」実施（月１回）による課題抽出と改善サイクルの徹底

オ　利用児や家族等からの声や外部からの視点を反映させ、開かれた施設運営をめざす取組みの実施

・個別聞き取り面談の定期実施（「自立支援面談）月１回」（継続）

・実習生や外部見学者の積極的な受入と意見等の聴取

（2）　危機管理体制の強化

ア　諸般の危機事象（防犯・火災・災害(地震・風水害等)・感染症等）や不測の事態

に対応すべく各種マニュアルの点検・整備と研修・訓練（AED 取扱含む）の計画的実施（新規）

イ　事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

ウ　事故防止委員会の開催（月１回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

２．自立運営をめざした体制の強化

（1）　定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア　関係機関との連携強化や環境整備等による積極的な受入れ

・施設長等による定期訪問やリーフレット活用による施設での取組みや在籍児数等施設情報の積極的な発信

・入所希望児童の年齢や性別に応じた柔軟な受入れが可能となるような工夫や設備整備の実施

イ　定期的な経理状況の分析把握による効果的な予算執行

（2）　人材育成の強化と安定的な人材確保

ア　「安全委員会方式」の導入等先進的な取組みを行っている他法人施設への視察及び派遣研修等の実施

イ　社会的養護を必要とする児童への支援等に関する研修への参加。また、研修報告会を定期的（月１回）に開催し勉強会を実施

ウ　若年層職員に対するフォローアップ研修や専門職による所内研修等 OJT の強化

エ　インターンシップや施設見学、実習生等積極的な受入や実施後フォローの実施

（3）　活気溢れる職場づくり

ア　５Ｓ運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続

イ　法人基本理念の唱和(毎朝)

３．安心安全な福祉サービスの提供

（1）　利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア　個別面談の実施（月 1 回）や、「安全委員会方式」を取り入れた暴力行動の軽減への取組み実施（新規）

イ　臨床心理士・家族支援専門員を含めたチームアプローチによる個別自立支援計画の策定と見直し（年 2 回）

ウ　生活支援マニュアルの更新や、児童との定期的な話し合い（月１回）での意見を反映させた生活ルール等遵守の徹底

エ　手作り食事会（月１回）等を通した、健全な食生活のための食事支援の充実

オ　外部講師を招いた性教育についての所内研修や学習会の実施

カ　学力向上のための個別学習支援の充実と学習ボランティアや学習塾の活用

キ　社会自立に向けた取り組み

・職業体験及び自立意欲向上を目指した協力団体との定期交流や面談（月 1 回)、就労体験（年 2 回）等の実施

・退園後の安定した社会生活に向けた支援団体による研修会への参加推進

ク　退園児童の家庭復帰後における家庭での子育て支援を目的とした、地域の関係機関との連携強化及び家庭訪問・ショートステイの実施等アフターケアの充実

ケ　外部講師を招いての所内事例検討会の実施（年 2 回）

コ　余暇活動の充実や児童の情緒安定をめざした園内活動（園芸・ダンス等）実施や地域のスポーツ教室等への積極的参加。

(2)　地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア　桃山東地域民生児童委員等との協働で「地域連携協議会（仮称)」を立ち上げ、地域児童に対する支援ニーズの調査及び必要な事業の実施（新規）

イ　子育て支援事業の受け入れによる地域支援の実施

ウ　地域行事への積極的参加による地域とのネットワーク強化

(3)　施設の保守管理と計画的修繕の実施

ア　破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ　明るく安全で清潔、かつ児童が親しみやすい環境への工夫と整備の実施

ウ　大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

４．広報活動の強化

(1)　ホームページやブログの活用による外部へのＰＲ強化

(2)　保護者、地域、関係機関等への広報紙の配布（年 3 回）や、地域行事への参加や施設行事への招待

(3)　施設紹介リーフレットの作成（新規）

7　こども発達支援センター

【運営方針】

京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点として、診療・療育・相談支援各分野の専門スタッフが連携し、総合的な児童発達支援サービスを提供することで、こども達の健やかな成長と発達をめざす。

また、保健・教育機関との連携や診療所体制や機能の充実により、課題となっている初診待機期間の短縮を図り、新たに立ち上げる放課後等デイサービスの実施により、学童期以降の発達障害児への支援強化を図るなど、さらなる事業充実を図るよう取り組むこととする。

さらに、相談支援事業や保育所等訪問支援事業については、引き続き充実に努め、発達障害に関する講演会の開催や、関係機関への講師派遣及び地域療育へのサポートなど、地域住民に向けて積極的に取り組み、児童発達支援センターとしての機能を強化していく。

法人全体で取り組むこととしている虐待防止の取組みについては、職員一丸となって意識の向上や職員間コミュニケーションの強化、対応の迅速化など防止策の徹底に努め、提供するサービスの充実と施設管理や経営のバランスを意識した施設運営を行うこととする。

【事業計画】

1．虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

(1)　虐待防止の徹底

ア　「虐待防止委員会」（月１回）による検証や改善策の実行

イ　所内における虐待防止研修（全員参加）の実施や法人主催の研修への参加

ウ　「虐待防止に係るセルフチェックリスト」の実施(月 1 回)による課題抽出と改善策の実施

(2)　危機管理体制の強化

ア　諸般の危機事象（防犯・火災・災害（地震・風水害等）・感染症等）や不測の事態に対応すべく各種マニュアルの点検・整備と研修・訓練（AED 取扱含む）の計画的実施（新規）

イ　事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応と学習会の開催

ウ　事故防止委員会の開催（月１回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

エ　施設内設備（遊具等）の定期的な安全点検及び老朽設備の計画更新

２．自立運営をめざした体制の強化

(1)　定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア　発達や子育てに不安を感じている親子を対象とした「遊びの広場」の定期的開催による新規契約児の確保

イ　週５日通園による日々定員の充足（新規）

ウ　セラピーの外来診療予約の効率化

エ　初診待機期間減少のため、初診患者診察数の増加及び保健・教育機関との連携強化（新規）

オ　当初予算比、前年度同期比を見据えた現状分析と具体的対応策の実行

(2)　人材育成の強化と安定的な人材確保

ア　実習生の積極的な受入や実習後のフォローの実施

イ　発達障害を診断・支援出来る医師の育成

ウ　職員講師による所内研修の実施

エ　階層別研修プログラムの策定・実施

(3)　活気溢れる職場づくり

ア　研究発表参加の奨励

イ　朝会前のラジオ体操とクリーンタイム実施

ウ　業務改善プロジェクトチームを中心に業務改善に全員が参画

３．安心安全な福祉サービスの提供

(1)　利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進

ア　精神科再診における臨床心理士面接の活用

イ　障害特性の理解と関わり方をテーマとした学習会の実施（通園部門）

ウ　発達障害学習会の実施（診療部門）

エ　ペアレントトレーニングの実施

オ　学童期以降の発達障害児の支援強化に向けたソーシャルスキルトレーニングを用いた放課後等デイサービスの開始（新規）

カ　施設内ネットワークを活用した通園児の情報共有システム構築（新規）

キ　利用者アンケートによるニーズの把握・分析、対応

(2)　地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進

ア　発達障害の理解を府民に拡げるための「発達障害講演会」の開催

イ　支援学校や療育教室への専門職派遣による支援者の育成

ウ　保育所等訪問支援事業による指導助言の実施

エ　保健師、保育士、医療・福祉事業所等の地域関係者との交流会の実施

（3） 施設の保守管理と計画的修繕の実施

ア　破損箇所及び危険箇所の毎月点検と必要に応じた小修繕の迅速な実施

イ　大型備品やパソコン等耐用年数を考慮した計画的な更新や台帳整備による備品管理の徹底

４．広報活動の強化

（1） 運営方針や具体的な取り組みなどの情報を広く府民や関係機関に理解してもらうためホームページを活用

（2） 圏域及び市町村自立支援協議会等への参画

8　発達障害者支援センター

【運営方針】

京都府における発達障害者支援の専門的・中核的拠点施設として、発達障害のある本人とその家族が地域で安心して豊かに生活できるよう、助言・支援等を行うとともに、府民講座や研修会の開催等により発達障害に対する府民理解が進むよう普及啓発を行う。

また、府内 6 カ所の圏域支援センターや相談支援事業所、ハローワーク、障害者職業センター等との連携を強化し、これら諸機関のバックアップ支援を行うことにより、京都府内の発達障害に関する支援体制の充実を図る。

昨年度から実施している京都ジョブパークにおける発達障害の観点からの相談・支援については、専門スタッフの派遣を増員し、対象者の範囲を拡大する（大学生から全ての求職者）。

今後も職員の資質・専門性の一層の向上を図り、支援センターとしての機能の充実・強化を図る。

【事業計画】

1．発達障害者支援の専門的・中核的機関としての機能強化

（1）　発達障害者支援の第三次機関（バックアップ機関）として圏域支援センターや相談支援事業所等への巡回相談や助言･指導を行うことによる京都府内における支援体制の構築

（2）　発達障害のある本人やご家族への生活や就労に係る相談支援の実施

（3）　京都ジョブパークにおける発達障害の観点からの相談・支援について、専門スタッフ派遣の増員及び対象者範囲の拡大（充実）

（4）　福祉施設、医療機関、行政機関等への訪問、会議出張等によるコンサルテーションの実施

（5）　京都府内における活動のさらなる柔軟性発揮をめざした事務所移転の検討(新規)

2．関係機関、相談支援従事者等専門職への助言・研修

（1）　発達障害者圏域センターとの連携による相談支援従事者への研修実施（南部･北部）

（2）　福祉施設や行政機関等の発達障害支援従事者への各種実務指導者研修の実施(ペアレントトレーニング等)

（3）　福祉事業所職員への発達障害に関する研修や助言の実施

3．府民の発達障害の理解促進と普及啓発

（1）　発達障害者に係る府民理解を深めるための公開講演会の開催（年 1 回）

（2）　発達障害に関する府民へのタイムリーな情報の提供(ホームページ等による)

（3）　「自閉症啓発デー」行事への参加

４．職員の資質向上

（1）　外部研修や研究大会への派遣による専門知識の習得や情報収集

（2）　虐待防止研修の受講等意識の醸成

９　在宅福祉支援センター

【運営方針】

在宅の障害者福祉サービス提供を主に担うセンターとして、利用者の人権を尊重しながら利用者本位の日々の業務を推進する。

居宅訪問部門（ホームヘルプステーションゆう）では、城陽市、宇治市、京田辺市エリアを中心とした、在宅障害者の生活を居宅訪問の上、サポートしていく。

また、相談支援部門（相談支援事業所 TOMO）では、地域の方々を対象に相談支援を行うとともに、法人の各施設利用者に対しても地域生活へ移行できるよう、利用者の意向を踏まえた各種支援サービス利用計画の作成や助言等の支援を行う。

【事業計画】

１．虐待防止の徹底、危機管理体制の強化

（1）　虐待防止の徹底

「虐待防止に係るセルフチェックシート」の実施とその結果分析や改善策検討を行う

「気づきミーティング」の実施（月１回）

（2）　危機管理体制の強化

ア　諸般の危機事象（防犯・火災・災害（地震・風水害等）・感染症等）や不測の事態に対応すべく各種マニュアルの点検・整備と研修・訓練（AED 取扱含む）の計画的実施（新規）

イ　事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による迅速な対応

ウ　事故防止委員会の開催（月１回）による事故・ヒヤリハットの検証と改善策の実行

２．自立運営をめざした体制の強化

（1）　定員充足及び利用料収入の確保と経費の効率的執行

ア　利用料収入等の確保

・計画相談件数の維持　（目標：100 件　利用支援 40 件、継続支援 60 件）【TOMO】

・効率的サービス提供による収入増　（目標：年間　1,700 時間）【ゆう】

イ　四半期予算管理を活用した適正な執行管理と収支バランスの確認（月１回）

（2）　人材育成の強化と安定的な人材確保

ホームヘルプ「ハンドブック」を使用しての勉強会の開催

（3）　活気溢れる職場づくり

ア　朝礼時の業務遂行状況の報告と情報共有
イ　事業所内清掃による整理整頓の徹底

３．安心安全な福祉サービスの提供
（1）　利用者支援の充実とサービス内容の改善・見直しの推進
ア　サービス提供マニュアル（ホームヘルプ「ハンドブック」）の更新【ゆう】
イ　法人内施設利用者への自立生活に向けた計画相談の実施　【TOMO】

（2）　地域福祉への貢献、地域における公益的な取組の推進
ア　在宅障害者への支援を通じ、地域における既存の制度で対応できないニーズ等の掘り起こしを推進
イ　在宅福祉支援センターの役割と今後の方向性を確定

４．広報活動の強化
地域における自立支援協議会等への積極的な参画による情報交換、広報の実施

http://www.ksj.or.jp/

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

〒604-0874
京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）6階
TEL:075-222-2212　　FAX:075-222-2236